

議第75号

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年呉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「常勤職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>の給料額は、前項の規定にかかわらず、職務の級ごとに設けて定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p><u>第3条の2 再任用短時間勤務職員の給料額は、前条第3項の規定にかかわらず、同項の規定による給料額にその者の勤務時間と常勤職員の勤務時間との均衡を考慮して得た数を乗じて別に定めるものとする。</u></p> <p>(臨時職員及び非常勤職員の給与)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの（以下「常勤職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の給料額は、前項の規定にかかわらず、職務の級ごとに設けて定めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(臨時職員及び非常勤職員の給与)</p>

<p>第18条 企業職員で臨時的に任用された職員及び常時勤務を要しない職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との均衡を考慮して支給する。 （<u>再任用職員等</u>についての適用除外）</p>	<p>第18条 企業職員で臨時的に任用された職員及び常時勤務を要しない職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の給与については、この条例の規定にかかわらず、職員の給与との均衡を考慮して支給する。 （<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外）</p>
<p>第19条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、<u>再任用職員</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。 <u>2 第7条の2の規定は、前項に規定する職員のうち常時勤務する再任用職員を除く職員には適用しない。</u></p>	<p>第19条 第5条、第6条、第6条の3、<u>第7条の2</u>及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、改正後の呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新給与の種類及び基準条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与の種類及び基準条例の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員に限る。）に対する前項の規定による新給与の種類及び基準条例第19条の規定の適用については、同条中「第6条の3、第7条の2及び第15条」とあるのは、「第6条の3及び第15条」とする。

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。